

(Aの世帯のみ) 以下の太枠内の⑥について、記入してください。

⑥次の項目を確認の上、□にレ印を記入してください。

以下のとおり、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることを証明する書類を提出します。

□	様式第11号「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」 又は「生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書」
---	--

(Cの世帯のみ) 以下の太枠内の⑦について、記入してください。

⑦申請者（保護者等）が扶養している親族全員の情報について、必要事項を記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業名又は学校名・学年	備考
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

※ ④で記載した申請対象となる生徒（高校生等）も含めて記入してください。

※ 続柄は、申請者（保護者等）から見たものを記入してください。

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載してこの申請書に添付してください。

(B又はCの世帯のみ) 以下の太枠内の⑧～⑩について、記入してください。

⑧次の2項目を確認の上、全ての□にレ印を記入してください。

□	基準日現在、私（申請者）と④及び⑦に記入した者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。
□	基準日現在、私（申請者）の世帯は生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していません。

※ ⑧の世帯は、「④及び⑦に記入した者」を「④に記入した者」に読み替えてください。

⑨次のⅠ～Ⅷのうち、該当する1つの□のみにレ印を記入してください。

次の者の個人番号カードの写し等を提出します。

Ⅰ	□	「高等学校等就学支援金の申請で、保護者等全員分の個人番号カードの写し等を提出している」又は「今年度の高等学校等就学支援金の申請において、オンライン申請システム（e-Shien）でマイナポータルとの連携機能を用い、個人番号カードから税情報を自己取得している」ため、本申請において個人番号カードの写し等の提出を省略する。 ※ 私（申請者）は、奨学のための給付金の審査のために、上記で取得した税情報を利用することに同意します。
Ⅱ	□	親権者（両親）2名分 ※ 高等学校等就学支援金のオンライン申請システム（e-Shien）で、個人番号を申請画面に直接入力した場合は、本申請において個人番号カードの写し等の紙での提出が必要となります。
Ⅲ	□	親権者1名分 ※ 親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長の場合は、その者を除く。 ※ 基準日現在、親権者の一方が離婚、死別している場合 等
Ⅳ	□	未成年後見人（ ）名分 ※ 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は全員分） ※ 未成年後見人が、法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除く。
Ⅴ	□	主たる生計維持者2名分 ※ 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
Ⅵ	□	主たる生計維持者1名分 ※ 親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ※ 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
Ⅶ	□	対象生徒本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

次の理由により、個人番号カードの写し等を提出しません。

Ⅷ	□	所得確認の対象が生徒本人（上記Ⅶに該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課される収入を得ていないため。
---	---	---

⑩次の項目を確認の上、条件を満たしている場合のみ、□にレ印を記入してください。

□	対象生徒について、着用を義務付けられている制服が、災害等により喪失（毀損）し、制服を再度購入する必要が生じました。 制服の再購入に係る誓約書及び証明書（様式第17号）を提出の上、給付額の加算を希望します。
---	---